免許について			
1		海外採用での採用の場合、いわゆる「外免切替」を行う ※国際運転免許等での就業は不可	
2		< 外免切替の要件 >  • 外国等で運転免許を取得後、その国に通算3か月以上滞在  • 外免切替完了日まで有効な運転免許証を持って来日	
3		外免切替に向けた事前研修→特定活動期間(上限6か月)中に外免切替の取得 ※不合格の場合は再受験 外免切替によらず、日本人と同様に自動車教習所を卒業し日本運転免許を取得す ることも可	
4		日本国内で運転免許を取得するための手続等に要する期間については、在留資格「特定活動」(バス運転手及びタクシー運転手については1年・更新不可、トラック運転手については6ヶ月・更新不可)で在留を認める。	
外免切替 事前審査			
5		・受付は当日先着順が一般的。審査は日本語で実施。通訳が必要な場合は同席可。 一人当たり40~50分程度の面談・審査が必要。午前中までに受付できないと当日 の事前審査ができない可能性あり。	
6		・必要書類(外国の運転免許証・翻訳文等)を持参して提出 翻訳文作成費用:6,000円(3~4日必要)	
7		•事前審査終了時、知識確認の予約を行う。	
外免切替 申請受付~試験~免許交付			
外免切替	申詞	請受付~試験~免許交付 	
外免切替		請受付~試験~免許交付  <申請資格>  ●普通~準中型:18歳以上、中型:20歳以上、大型:21歳以上  ●免許を取得した外国に通算3か月以上滞在  ●免許センターが所在する都道府県に住んでいること(越境での受験不可)	

10	<知識確認>パソコンで実施。外国語での実施もあるが、対応言語は都道府県により異なる。10問中7 問以上正解で合格(府中運転免許試験場の場合)。知識確認合格後、技能確認の予約を行う。
11	<技能確認>技能確認は日本語対応のみ。通訳者の同乗不可。 安全性重視で不合格になるケース多々あり、混雑している場合は再予約に時間を 要する。
12	<ul><li>・免許交付は、技能確認に合格した当日交付可(外国免許が有効期限内である必要あり。)</li><li>・外免切替後の日本の運転免許証の有効期限は、交付日の3回目の誕生日の1か月後まで。</li></ul>